

亀山市告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、これを告示する。

なお、区域を表示した図面は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和8年7月7日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11226
- 3 路線名 能褒野55号線
- 4 道路の区間

区間		延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
起点	終点			
能褒野町字與助込 556番地先	川崎町字六反田 514番4地先	90.95	最小	6.00
			最大	13.20

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11227
- 3 路線名 能褒野56号線
- 4 道路の区間

区間		延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
起点	終点			
川崎町字六反田 514番11地先	川崎町字六反田 514番9地先	39.80	最小	6.00
			最大	12.80

第3

- 1 道路の種類 市道

2 路線番号 21971

3 路線名 工業団地15号線

4 道路の区間

区間		延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
起点	終点			
白木町字押之尾 60番38地内	白木町字押之尾 60番38地内	30.00	最小	10.00
			最大	15.12

第4

1 道路の種類 市道

2 路線番号 21972

3 路線名 野村3号線

4 道路の区間

区間		延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
起点	終点			
野村三丁目661 番3地先	野村三丁目661 番1地先	32.50	最小	4.00
			最大	7.40

第5

1 道路の種類 市道

2 路線番号 21973

3 路線名 野村7号線

4 道路の区間

区間		延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
起点	終点			
野村三丁目669 番15地先	野村三丁目661 番1地先	21.10	最小	4.00
			最大	7.95